算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「となる」を「（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第六項中「その」を「現に」に改め、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同条第八項中「農業協同組合連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同条第九項及び第十項を削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

第一項の農業協同組合連合会は、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十一条の六十六の二　第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）は、当該農業協同組合連合会の属する農業協同組合連合会グループ（農業協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　農業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　農業協同組合連合会グループに属する農業協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　農業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、農業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第十一条の六十七第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第十一条の六十六第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）、同条第一項第六号の二」を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「、同項第九号及び第十号」に、「いう」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「第十一条の六十七第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一条の六十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第十一条の六十七第一項、第三項及び第四項」に、「第十一条の六十七第一項」と読み替える」を「同条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第十一条の六十六第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項」を「第十一条の六十六第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項」に、「、合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二」を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第十一条の六十八第四項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条及び」を「この項、第六項及び」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第五項中「から第八項まで」を「、第六項、第八項及び第九項」に、「前項」とあるのは「第十一条の六十八第四項」を「前項の規定」とあるのは「第十一条の六十八第四項の規定」に改め、「同条第一項」と、「」の下に「その他の」を加え、「農林水産省令」と、「」を「その他の農林水産省令」と、「子会社（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、「に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九十七条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「除く。）」の下に「又は同条第一項第六号から第八号までに掲げる会社」を加える。

第百一条第一項第二十三号中「又は同条第六項」を「（同条第一項第九号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）にあつては、第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、第十一条の六十六第六項」に、「とき。」を「とき、又は第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社が第十一条の六十六第七項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第五十五号中「又は」を「若しくは第七項又は」に改める。

附則に次の一項を加える。

第十一条の六十六の二の規定は、当分の間、第十一条の六十六第一項第九号に掲げる会社を子会社としていない第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会には、適用しない。

（金融商品取引法の一部改正）

第三条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の七）」を「第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の七）　第六節の二　海外投資家等特例業務に関する特例（第六十三条の八―第六十三条の十五）」に改める。

第二十四条の七第一項中「及び第二十七条の三十の十」を「、第二十七条の三十の十及び第二十七条の三十の十一第一項」に、「この条並びに」を「この条、」に改め、「及び第五項」の下に「並びに第二十七条の三十の十一第一項」を加える。

第二十七条の二第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の十第一項中「第二十七条の三十の十一第三項」を「第二十七条の三十の十一第四項」に改める。

第二十七条の二十三第一項中「第二十七条の三十の十一第四項」を「第二十七条の三十の十一第五項」に改める。